



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○市町村道の改築工事の一部完了 (道路課)	1
○高知県私立学校審議会委員の任命 (私学・大学支援課)	1
○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	2
○道路の供用開始 ()	2
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
公告	
○換地処分の変更の届出 (高知広域都市計画事業潮江西部土地区画整理事業) (都市計画課)	3
高知県公営企業局訓令	
◎高知県公営企業局建設工事監督規程の一部を改正する訓令	3
◎高知県公営企業局土木設計等委託業務監督規程の一部を改正する訓令	3
高知県公営企業局告示	
◎高知県立病院に係る医業未収金の収納事務の委託	3
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定	3
落札公告	
○落札者等の公告 (情報政策課)	3

告 示

高知県告示第316号の2

過疎地域自立促進特別措置法（昭和12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき高知県が行う市町村道の改築に関する工事の一部を完了するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年5月25日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

道路の種類	工事区間	工事の	工事完了予定年

及び路線名	種類	月日
町道 国道東島線	安芸郡安田町安田字 向エ130-1から 安芸郡安田町安田字 谷ノ裾2706-4まで	改築 平成22年5月26日

高知県告示第326号

次の者を平成22年5月1日付けで高知県私立学校審議会委員に任命した。

平成22年6月1日

氏名	高知県知事 尾崎 正直 役職名
池上 武雄	土佐中・高等学校長
岡林 通俊	高知県私立幼稚園連合会長
西山 彰一	宇治電化学工業株式会社代表取締役社長
山中 文	高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門教授
横山佳代子	株式会社土佐御苑代表取締役社長
吉田 圭一	明德義塾中・高等学校長

高知県告示第327号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成22年度第2次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成22年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

- 1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林 (単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	41.70	522.19
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村	767.18	194.08
3 安芸川	安芸市 芸西村	283.16	203.30
4 夜須川	香南市	1.90	2.46

5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	811.91	104.19
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	2,898.85	147.83
7 鏡川	高知市の一部	164.86	8.93
8 本川地区	いの町の一部	642.99	15.94
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	629.68	117.01
10 新莊川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	629.68	113.10
11 四万十川上流	中土佐町の一部 構原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,527.55	166.58
12 伊与喜川	黒潮町の一部	40.81	39.33
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,388.02	361.86
14 大方地区	黒潮町の一部	78.94	78.48
15 松田川	宿毛市の一部	130.72	164.05
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三	97.32	42.88

	原村の一部		
17	土佐清水地区 （下ノ加江を除く。） 大月町	173.70	162.16
計		8,423.81	2,371.86

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1	安芸林業事務所管内 室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.48
2	中央東林業事務所管内 高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内 本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.06
4	中央西林業事務所 土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5	須崎林業事務所管内 須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	10.70
6	幡多林業事務所管内 宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	6.82
計		33.90

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1	安芸林業事 室戸市 安芸市 東洋町	68.74

務所管内	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	
2	中央東林業事務所管内 高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内 本山町 大豊町 土佐町 大川村	56.94
4	中央西林業事務所 土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.88
5	須崎林業事務所管内 須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	3.94
6	幡多林業事務所管内 宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	0.00
計		154.88

高知県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成22年6月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町西峰字 葛谷ノ下4727番2	前	4.1 9.4	141
	後	7.8 26.6	141

高知県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成22年6月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
室戸市吉良川町字脇ノ内乙5209番から 室戸市吉良川町字上馬路乙1915番1まで	前	6.3 37.4	665
	後	6.3 37.4	665

高知県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成22年6月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
室戸市吉良川町字脇ノ内乙5801番から 室戸市吉良川町字上馬路乙1922番1まで	857	平成22年6月1日

高知県告示第331号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
平成22年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高岡郡佐川町字古市	乙2158番5 乙2158番75	4.91	45.00	

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により高知市から高知広域都市計画事業潮江西部土地区画整理事業について換地処分の一部を取り消し、新たに当該部分について換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

公 営 企 業 局 訓 令

高知県公営企業局訓令第6号

本 局
各事業所

高知県公営企業局建設工事監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月1日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局建設工事監督規程の一部を改正する訓令

高知県公営企業局建設工事監督規程（平成18年4月高知県企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「常に工事現場を巡視し」を「工事現場の巡視等をし」に改める。

第8条中「危険予防については、請負者に対して、仕様書等に定められた安全対策を励行するよう指導するとともに、自らの安全についても」を「自らの安全について」に改める。

第30条中「検査のうえ」を「検査の上」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年6月1日から施行する。

高知県公営企業局訓令第7号

本 局
各事業所

高知県公営企業局土木設計等委託業務監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月1日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局土木設計等委託業務監督規程の一部を改正する訓令

高知県公営企業局土木設計等委託業務監督規程（平成18年4月高知県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「常に」を削る。

第8条中「危険予防については、受注者に対して、仕様書等に定められた安全対策を励行するよう指導するとともに、自らの安全についても」を「自らの安全について」に改める。

第27条中「検査のうえ」を「検査の上」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年6月1日から施行する。

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき高知県立病院に係る医業未収金の収納事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成22年6月1日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

病院名	委託業者		委託期間
	所在地	名称	
高知県立安芸病院 高知県立芸陽病院 高知県立幡多けんみん病院	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目1番1号 堺筋千島ビル5階	弁護士法人開明法律事務所	平成22年4月22日から平成25年3月31日まで

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3並びに高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）第4条第1項及び第2項の規定により、法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定

する。

平成22年6月1日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

1 法第4条の3第2項の規定に基づく診断及び法第12条の3の規定に基づく診断のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
上村 直人	国立大学法人高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185番地1	平成22年6月1日

2 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
下寺 信次	国立大学法人高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185番地1	平成22年6月1日

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成22年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 落札に係る借入物品の名称及び数量
一般業務用ノート型パソコン 500台
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル
- 落札者を決定した日
平成22年5月12日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額
月額 813,225円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成22年3月30日